

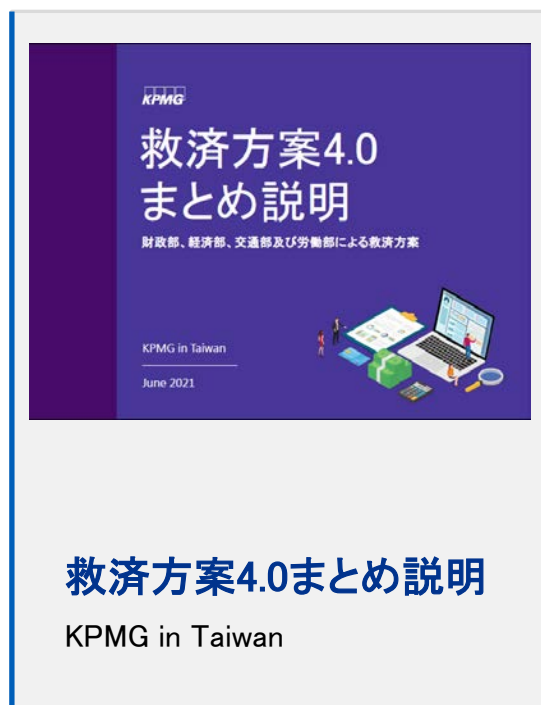


COVID-19 関連要点まとめ 救済方案4.0まとめ説明

救済方案4.0の適用開始

COVID-19の感染拡大により、多くの企業や労働者に影響が及んでいます。立法院は5月31日付で救済条例の一部条文の改正案を可決、6月3日には行政院が「救済4.0方案」を公告し、6月7日から個人と企業の申請受付を開始しました。

KPMG 台湾は、企業にとってより関連性の高い部分(財政部、經濟部、交通部、労働部)の各措置について、企業がどのように適用すべきか、そのポイントをまとめました。添付資料をご参照ください。





救済方案4.0 まとめ説明

財政部、經濟部、交通部及び労働部による救済方案

KPMG in Taiwan

June 2021



Contents

1 財政部

2 經濟部

3 交通部

4 労働部





財政部

^ [目次へ戻る](#)



財政部救済方案4.0



銀行による救済融資



公共建設の民間参与促進案件に係る賃料又はロイヤリティの納付猶予・減免及び建設・操業期間の延長



国有不動産の賃借料の納付猶予



税務救済要点

- 政府系銀行は政府が推進する関連救済措置に積極的に協力しています。中小や零細企業を対象に、低金利、期間延長、オンライン申請、迅速な資金調達の四大要素に基づき、COVID-19の影響を受けた企業を支援しています。
- 国有非公共不動産の賃貸及び地上権の設定案件について、賃借人及び地上権所有者の支払期限が2021年5月末、6月末及び7月5日で、賃料(地代)が未払の場合、支払期限を同年7月末まで自動延長し、延長期間中の違約金及び遅延利息が免除されます。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

[COVID-19の影響に伴う内需型サービス業の救済・振興支援専門ページ](https://0800056476.sme.gov.tw/covid-19/)<https://0800056476.sme.gov.tw/covid-19/>

政府系銀行による企業救済3点



一、政策プロジェクトローン

二、自己プロジェクトローン

三、既存ローンの緩和



問合せ窓口:

財政部国庫署

蔡慧玲科長 (02)2322-8070/林佳鋒稽核 (02)2322-8045

参照リンク: [財政部資金寬緩助救済](#)

銀行による救済融資措置

項目	説明
適用対象	企業： 1. 政策プロジェクトローン 2. 自己プロジェクトローン 3. 既存ローンの緩和
申請条件	無給休暇や人員整理が生じ、融資が必要な企業(各銀行の規定に基づく)
救済内容	<ul style="list-style-type: none">■ 中小企業救済(防疫千億保)■ 利息補助(次ページ参照)
適用期間	2021年5月から2021年12月31日まで
申請方法	<ul style="list-style-type: none">■ 申請必要資料：<ol style="list-style-type: none">1. 影響の認定2. 税務申告/免税の証明3. 企業声明書■ 各政府系銀行のCOVID-19の救済方案専用リンクは以下の通り。<ol style="list-style-type: none">1. 臺灣銀行2. 土地銀行3. 中國輸出入銀行4. 兆豐銀行5. 第一銀行6. 華南銀行7. 合庫銀行8. 彰化銀行9. 臺灣企銀

銀行による救済融資措置の内容

	中小企業救済(防疫千億保)	利息補助	
	(保証料を免除)	利率	期限
既存のローンの延長	当初の保証割合を維持	0.81%	1年
		1社あたりの上限22万台湾元	
運転資金ローン (給与及び賃借料に 限定) (減給や人員整理は 不可)	100%の保証の提供	1.845%	6ヶ月
		1社あたりの上限5.5万台湾元	
振興資金ローン	80~90%の保証の提供	0.845%	1年
		1社あたりの上限22万台湾元	

財政部救済方案4.0



銀行による救済融資



公共建設の民間参与促進案件に係る賃料又はロイヤリティの納付猶予・減免及び建設・操業期間の延長



国有不動産の賃借料の納付猶予



税務救済要点

- 政府系銀行は政府が推進する関連救済措置に積極的に協力しています。中小や零細企業を対象に、低金利、期間延長、オンライン申請、迅速な資金調達の四大要素に基づき、COVID-19の影響を受けた企業を支援しています。
- 国有非公共不動産の賃貸及び地上権の設定案件について、賃借人及び地上権所有者の支払期限が2021年5月末、6月末及び7月5日で、賃料(地代)が未払の場合、支払期限を同年7月末まで自動延長し、延長期間中の違約金及び遅延利息が免除されます。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

[COVID-19の影響に伴う内需型サービス業の救済・振興支援専門ページ](https://0800056476.sme.gov.tw/covid-19/)<https://0800056476.sme.gov.tw/covid-19/>

賃借料の納付猶予による救済方案

項目	説明
適用対象	財政部に属する各国営事業の土地又は建物の賃借人(賃借契約者)
減免/救済内容	国有非公共不動産の賃貸及び地上権の設定案件について、賃借人及び地上権所有者の支払期限が2021年5月末、6月末及び7月5日で、賃料(地代)が未払の場合、支払期限を同年7月末まで自動延長し、延長期間中の違約金及び遅延利息を免除する。
適用期間	2021年7月31日
申請方法	支払期限を自動で延長する

国産署北区分署

陳怡婷專員

電話:(02) 2781-4750 内線1406

国産署中区分署

張淑女股長

電話:(04) 2302-5353 内線1356

国産署南区分署

洪曉竹股長

電話:(07) 229-3670 内線631

国有非公共不動産の賃借料の減免措施

項目	説明
適用対象	国有非公共不動産の合法使用権保有者(賃借契約者、地上権設定者、経営委託の受託者)
申請条件	行政院の専門プロジェクトにより賃借料率が定められているもの、又は法律(法令)により法定税額(例:地価税等)が定められているものを除く、国産署が賃貸する国有非公共不動産
減免/救済内容	2021年1月から6月支払賃借料の20%減額は、国産署の各分署(事務所)が自主的に対応するため、賃借者による申請の提出は不要。
適用期間	2021年1月から6月
申請方法	賃借者による申請の提出は不要

国産署北区分署

陳怡婷專員

電話:(02) 2781-4750 内線1406

国産署中区分署

張淑女股長

電話:(04) 2302-5353 内線1356

国産署南区分署

洪曉竹股長

電話:(07) 229-3670 内線631

財政部救済方案4.0



銀行による救済融資



公共建設の民間参与促進案件に係る賃料又はロイヤリティの納付猶予・減免及び建設・操業期間の延長



国有不動産の賃借料の納付猶予



税務救済要点

- 政府系銀行は政府が推進する関連救済措置に積極的に協力しています。中小や零細企業を対象に、低金利、期間延長、オンライン申請、迅速な資金調達の四大要素に基づき、COVID-19の影響を受けた企業を支援しています。
- 国有非公共不動産の賃貸及び地上権の設定案件について、賃借人及び地上権所有者の支払期限が2021年5月末、6月末及び7月5日で、賃料(地代)が未払の場合、支払期限を同年7月末まで自動延長し、延長期間中の違約金及び遅延利息が免除されます。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

[COVID-19の影響に伴う内需型サービス業の救済・振興支援専門ページ](https://0800056476.sme.gov.tw/covid-19/)<https://0800056476.sme.gov.tw/covid-19/>

稅務救濟要点

1

救濟振興條例施行期間の延長

- 2+3稅務上の救濟振興の延長の可能性

2

營利事業所得稅

- 申告及び納稅期限の延長
- 納稅の延期又は分割納稅の条件を緩和
- 従業員の防疫隔離休暇の給与費用の倍額控除

3

個人所得稅

- 申告及び納稅期限の延長
- 納稅の延期又は分割納稅の条件を緩和
- 還付申告の還付時期繰上

4

營業稅

- 過大納付稅額の還付申請
- 査定による売上高及び稅額の減額調整

5

CRS

- 申告期限の延長

6

その他各稅

- 防疫檢疫による納稅の延期が可能
- 稅金払戻の申請期限及び保稅物品の倉庫保管期限の延長
- 減免/減額調整措置

稅務紓困 陪您抗疫

精華重點一次看

➤ [稅務救濟要点まとめ\(PDF\)](#)



經濟部

^ [目次へ戻る](#)



經濟部救済方案4.0



ビジネスショック
助成金



資金補助



輸出に係るローンの
利息及び保険事務
費の補助

行政院は6月3日に行政院會議で救済方案4.0予算を可決しました。歳出規模は2,600億台湾元に達し、そのうちの583.7億台湾元が經濟部に割当てられ、432億台湾元が主に救援法案の経費に使用されます。また、そのうちの427億台湾元が最も大きな影響を受けたサービス業に対して使用され、100万名以上のサービス業の従事者に寄与すると見込まれています。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

經濟部のCOVID-19 救済支援専門ページ <https://www.moea.gov.tw/MNS/covid-19/>

サービス業

項目	説明	
適用対象	営業項目：飲食業、小売業、卸売業、倉庫貯蔵業、撮影業、翻訳業、娯楽及びレジャーサービス業、美容業、広告業、専門デザイン業、クリーニング業、ヘアメイク業等。 *注：次の2つの判断基準のうち、1つの基準に基づき判断する。財政部への税籍登録における第一項又は第二項の営業項目(検索URL： https://www.etax.nat.gov.tw/cbes/web/CBES113W1)、もしくは2019年度営利事業所得税確定申告書に記載する業種基準コード。	
申請条件	<ul style="list-style-type: none">■ 法的登記：法により会社登記、商業登記又は有限責任組合登記を行った営利事業者、又はこれらの登記を行っていないが税籍登録を行ったサービス業の営利事業者。■ 救済事業：2021年5、6、7月のいずれかの営業収益の減少幅が50%に達する。	
救済方案内容	一般サービス業：台湾籍正社員人数に4万台湾元を乗じて計算する。 EX：2021年4月の保険加入人数10人 X 4万台湾元 = 補助金40万台湾元 (もし会社で労工保険或いは就業保険の加入又は労働者退職金の拠出を行っている従業員がいない場合は、責任者1人として計算し、事業衝撃緩和の助成金は4万台湾元となる。)	中央政府に休業が命じられた場合(休業期間における従業員への月給が最低賃金に達していない状況がある場合)：1人当たり3万台湾元を就業安定基金の1万台湾元と併せて、最低賃金に達していない従業員に支給する。
適用期間	助成金受領企業が承諾すべき事項：2021年5月から7月までの期間において、離職従業員数は一定の人数を超えてはならない、解散又は休業を行ってはならない、当部或いは他の政府機関からの救済助成金を重複して受領してはならない、その他当部が公告した禁止事項を行ってはならない。また、中央政府に営業停止と命じられた業者は1人当たり3万台湾元の助成金を従業員に支給しなければならない。これらに違反する場合、当部は助成金を撤回又は取消し、業者に給付した金額を回収する。 受理期間は2021年6月3日～2021年8月31日	
申請方法	オンライン申請必要書類： 申請書、営業収益減少幅50%の証明書類、通帳コピー	連絡先－商業発展研究院： 北区 02-7752-3522 中区 04-2371-1526 南区 07-222-3999

製造業及びその技術サービス業

項目	説明
適用対象	<p>産業別:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年4-6月の営業収益の減少幅が50%に達する企業。 ■ 法により会社登記、商業登記又は有限責任組合登記を行った営利事業者、又は登記を行っていないが税籍登録を行った営利事業者。 <ul style="list-style-type: none"> - 製造業一法により工場登記を行う必要がある。法により工場登記が免除される場合、主務機関から発行された証明書類が必要。 - 技術サービス業一技術サービス業が製造業に技術サービスを提供した実績の証明書類、例えば、契約書及び統一發票。 ■ 以下の状況に該当する場合は申請不可: 1. 工業区の遊休土地リストにおける土地所有者(遊休土地承継者が法定期間において積極的に工場を建設している事実があると主務機関から認定された場合を除外)。2. 直近3年間に於いて環境保護、労働者又は食品安全関連の法律に違反し、且つ事情が重大である。 ■ 申請者(事業者)に工場管理補導法第28条の1第1項に規定される「未登記の追加工場」がある場合、これら工場の資料を除いた後に申請することができる。 <p>公開市場での資金募集:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申請対象: 台湾証券取引所(TWSE)上場企業、Taipei Exchange(TPEX)上場企業、エマージング・マーケット企業 ■ 申請条件(次の4つのうち1つに該当): 2021年度第2四半期の1株当たり利益(Earnings Per Share; EPS)がマイナス/2021年度第2四半期に営業損失が発生/2021年度上半期のEPSがマイナス/2021年度上半期に営業損失が発生 ■ 申請者(事業者)はEPSのマイナス又は営業損失を証明するため、自社で作成した2021年度上半期又は第2四半期包括利益計算書(上場証明資料は公開情報観測ステーションで公告された資料に合致する必要がある)を添付する。 ■ 申請者(エマージング事業者)は2021年度上半期の資料が公開情報観測ステーションに公告された資料と合致する必要がある。第2四半期の証明として、2021年8月16日までに2021年度第2四半期連結財務監査報告書及び会計士によるレビュー済報告書の提出が必要。
救済方 案内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 給与助成金: 従業員に助成金として経常的給与の40%を支給する。1人当たり月ごとの助成金上限は2万台湾元とする。最大4月から6月までの計3ヶ月の助成金を支給する。 ■ 運営資金助成金: 正社員人数に基づき、企業に運営資金助成金を1回のみ提供する。従業員1人当たり1万台湾元とする。 <p>助成金受領企業が承諾すべき事項: 無給休暇の実施不可(労働時間削減)、解散又は休業不可、リストラ不可(解雇)(台湾籍従業員)、従業員に対する減給不可(台湾籍従業員)、その他の助成金の申請・受領不可(政府資源)。</p>
適用 期間	2021年6月7日から経費を使い切るまで、又は2021年8月2日まで。
申請 方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン申請必要書類: 申請書(要捺印)、営業収益減少幅50%の証明書類、2021年3月現在の台湾籍正社員リスト及び給与明細(正社員リストの証明書類として労工保険、就業保険又は退職従業員リストを添付する必要がある)、2021年3月の給与振込証明書類、通帳コピー及びその他証明書類(例えば、工場登記免除の証明、技術サービス業から製造業への技術サービス提供実績に関する証明)。 ■ 連絡先-産業競争力発展センター: 0800-000-257

貿易サービス業

項目	説明
適用対象	<p>専門国際貿易サービス業:</p> <ul style="list-style-type: none">■ 法により会社登記、商業登記又は有限責任組合登記を行った営利事業者■ 2020年9月1日より以前、財政部に税籍登記を行った営業項目は卸売業■ 輸出入業者登記を行った。■ 輸出入実績証明書類:以下から1つを提出する。 2019年度年間輸出入実績が150万(含)米ドル以上/2019年度三角貿易実績の半額計上額と2019年度年間輸出入実績の合計額が150万米ドル以上 <p>*注:</p> <ol style="list-style-type: none">1. 申請者(事業者)がエマージング又は上場会社である場合、2021年度上半期又は第2四半期の1株当たり利益(Earnings Per Share; EPS)はマイナス又は営業損失でなければならない。2. 実際の申請者(事業者)が支店である場合、本社の名義で申請を提出する必要がある。国外会社が国内に設置している支店は本項の給与及び運営資金助成金を申請することが可能。
申請条件	2021年4-6月の営業収益の減少幅が50%に達する企業
救済方案内容	<ul style="list-style-type: none">■ 給与助成金:従業員に助成金として経常的給与の40%を支給する。1人当たり月ごとの助成金上限は2万台湾元とする。最大2021年4月から6月までの計3ヶ月の助成金を支給する。■ 運営資金助成金:正社員人数に基づき、企業に運営資金助成金を1回のみ提供する。従業員1人当たり1万台湾元とする。 <p>助成金受領企業が承諾すべき事項:無給休暇の実施不可(労働時間削減)、解散又は休業不可、リストラ不可(解雇)(台湾籍従業員)、従業員に対する減給不可(台湾籍従業員)、その他の助成金の申請・受領不可(政府資源)。</p>
適用期間	2021年6月3日から経費を使い切るまで、又は2021年8月2日まで。
申請方法	<ul style="list-style-type: none">■ オンライン申請必要書類:申請書(要捺印)、営業収益減少幅50%の証明書類、2021年3月現在の台湾籍正社員リスト及び給与明細(正社員リストの証明書類として労工保険、就業保険又は退職従業員リストを添付する必要がある)、2021年3月の給与振込証明書類(金融機関から発行された振込証明又は従業員による署名済給与受領リスト)、通帳コピー。■ 連絡先— 中華民国対外貿易発展協会:0800-628-100

經濟部救済方案4.0



ビジネスショック
助成金



資金補助



輸出に係るローンの
利息及び保険事務
費の補助

行政院は6月3日に行政院會議で救済方案4.0予算を可決しました。歳出規模は2,600億台湾元に達し、そのうちの583.7億台湾元が經濟部に割当てられ、432億台湾元が主に救援法案の経費に使用されます。また、そのうちの427億台湾元が最も大きな影響を受けたサービス業に対して使用され、100万名以上のサービス業の従事者に寄与すると見込まれています。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

經濟部のCOVID-19 救済支援専門ページ <https://www.moea.gov.tw/MNS/covid-19/>

資金補助救済方案適用対象

COVID-19の影響を受けた非中小規模及び中小規模事業者はローン期間の延長、並びに運営資金及び影響を受けた事業者のためのローンの申請が可能です。利息補助の申請は2021年5月以降の営業額の減少幅が15%に達する中小規模事業者に限定されます。また、他の政府機関に規定される利息補助の性質に相当する場合は重複申請できません。

営利事業者

法により会社登記、商業登記及び有限責任組合登記を行った。

- 検索手順: 經濟部商業司→商工登記公示資料查詢服務(和訳: 商工登記公開資料検索サービス)
- リンク: <https://findbiz.nat.gov.tw/fts/query/QueryBar/queryInit.do>

税籍登記 済営利事 業者

会社登記、商業登記及び有限責任組合登記を行わず、税籍登記を行った営利事業者(財政部税務ポータル「公示資料查詢(和訳: 公開資料検索)」における組織種類が「その他」又は非営利事業者を含まない)

- 検索手順: 財政部税務ポータル→公示資料查詢(和訳: 公開資料検索)→税籍登記資料公示查詢(和訳: 税籍登記資料公開検索)
- リンク: <https://www.etax.nat.gov.tw/cbes/web/CBES113W1>

少額ローン 対象者

会社登記、商業登記、有限責任組合登記及び税籍登記を行った営利事業者であり、且つ2020年1月から現在までのいずれかの1ヶ月の売上高が20万台湾元未満

小規模商業

商業登記法第5条の規定により登記免除を適用する露天商、農業・林業・漁業・畜産業家族経営者、家内工業者及び民宿経営者で、毎月の売上高が営業税の課徴基準に達していない業者。

COVID-19の影響を受けた事業者の認定方法(1/2)

方法1 適用対象であり、且つ発行済統一発票の営業額の減少幅が15%以上

比較基準

現在(営業額が**少額**)

2020年1月～2021年12月のいずれかの連続2ヶ月の月平均営業額又はいずれかの1ヶ月の営業額

1月	2月	3月
4月	5月	6月
7月	8月	9月
10月	11月	12月

比較

いずれか一つの条件に該当

以前(営業額が**多額**)

① 2018年又は2019年の同期営業額

2018年又は2019年

1.2月	2.3月	3.4月
4.5月	5.6月	以此類推

② 2019年度下半期の平均営業額

2019年7月～12月

6

③ 2020年又は2021年のいずれかの1ヶ月の営業額

2020年又は2021年

1月	2月	3月
4月	5月	以此類推

④ 2020年又は2021年のいずれかの連続2ヶ月の月平均営業額

2020年又は2021年

1.2月	2.3月	3.4月
4.5月	5.6月	以此類推

15%減少

COVID-19の影響を受けた事業者の認定方法(2/2)

方法2

適用対象であり、且つ発行済統一発票の営業額の減少幅が15%以上

主務機関、主務機関の委任・委託する機関(機構)或いは金融機関が事実であることを認定

自社作成の営業収益財務諸表或いは管理用財務諸表に基づく認定

例

1. 注文書
2. 来客数統計表
3. 部屋予約統計データ
4. 手書財務諸表
5. 通帳及び銀行ネットバンク記録
6. その他収支資料証明

既存のローンの延長

項目	説明
方案紹介	金融機関からのローンに関する元本返済期限又は元本返済据置期間の延長申請が必要な場合 - 元本返済の緩和について銀行と調整 - 既存ローンについて元本返済期限の延長申請が可能
信用保証	借入先銀行から元本返済期限の延長の合意を受けたローンについて、当初、財団法人中小企業信用保証基金(以下、信保基金)から信用保証が提供されている場合、COVID-19の影響を受けた事業者からの延長期間の初年度の保証料の徴収を免除する。
中小規模事業に対する利息補助	<ul style="list-style-type: none">■ 最高、中華郵政股份有限公司の一年期の定期預金の変動金利(現在は0.81%)により経済部が金融機関に対して利息の補助を実施する。■ 利息の減免期限は最長1年。■ 1社につき最高22万台湾元。
適用期間	受理期間は2021年6月7日から2021年12月31日まで。
申請方法	金融機関に申請する。

運転資金ローン

項目	説明
方案紹介	従業員給与、工場・営業場所又はオフィスの賃借料の支払のみに限定する。
ローンの規定	<ul style="list-style-type: none">■ 融資限度額: 最高600万台湾元■ ローンの期限: 最長3年(元本返済据置期間最長1年を含む)■ ローンの金利: 最高で中華郵政股份有限公司の二年期定期預金の変動利率に1%を加算する(現在は1.845%)■ 一社の金融機関への融資申請に限定する。
信用保証	借入先銀行から元本返済期限の延長の合意を受けたローンについて、当初、財団法人中小企業信用保証基金(以下、信保基金)から信用保証が提供されている場合、COVID-19の影響を受けた事業者からの延長期間の初年度の保証料の徴収を免除する。
中小規模事業に対する利息補助	<ul style="list-style-type: none">■ 最高、中華郵政股份有限公司の一年期の定期預金の変動金利(現在は0.81%)により経済部が金融機関に対して利息の補助を実施する。■ 利息の減免期限は最長1年。■ 1社につき最高22万台湾元。
適用期間	受理期間は2021年6月7日から2021年12月31日まで。
申請方法	金融機関に申請する。

COVID-19の影響を受けた事業者へのローン

項目	説明
方案紹介	COVID-19の影響を受けた事業者に必要な運転資金、資本的支出に限定する
ローンの規定	<ul style="list-style-type: none">■ 融資限度額: 中小規模事業者について最高1.5億台湾元、非中小規模事業者について最高5億台湾元■ ローンの期限: 最長5年(元本返済据置期間最長1年を含む)
信用保証	<ul style="list-style-type: none">■ 保証割合: 最低80%、最高90%■ 保証料: 企業からの徴収を免除する。保証期間内は経済部が全額負担する。■ COVID-19の影響を受けた中小規模事業者に必要な運転資金のためのローンを支援する。
中小事業に対する利息の補助	<ul style="list-style-type: none">■ 最高、中華郵政股份有限公司の二年期の定期預金の変動金利(現在は0.845%)により利息の補助を実施する。■ 期限は最長1年■ 1社につき最高22万台湾元。■ 複数社の金融機関にローンを申請することができるが、1社の金融機関からのみ利息補助を申請することができる。
適用期間	受理期間は2021年6月7日から2021年12月31日まで。
申請方法	金融機関に申請する。

資金救済連絡窓口

即時対応 センター

サービス項目：相談窓口の紹介、専門家及びインテリジェント・
カスタマー・サービス
サービスダイヤル：0800-056-476

信用保証 基金

サービス項目：中小企業救済(防疫千億保)
サービスダイヤル：0800-618-885、0800-089-921
サービスダイヤル：02-23214261(内線 355、529、617、
746、747、231)

台湾中小企 業聯合輔導 基金

サービス項目：融資の診断・指導、その他関連コンサルティング
サービス
サービスダイヤル：0800-219-666

經濟部救済方案4.0



ビジネスショック
助成金



資金補助



輸出に係るローンの
利息及び保険事務
費の補助

行政院は6月3日に行政院會議で救済方案4.0予算を可決しました。歳出規模は2,600億台湾元に達し、そのうちの583.7億台湾元が經濟部に割当てられ、432億台湾元が主に救援法案の経費に使用されます。また、そのうちの427億台湾元が最も大きな影響を受けたサービス業に対して使用され、100万名以上のサービス業の従事者に寄与すると見込まれています。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

經濟部のCOVID-19 救済支援専門ページ <https://www.moea.gov.tw/MNS/covid-19/>

輸出に係るローンの利息補助

項目	説明
ローン項目	<ul style="list-style-type: none">■ 輸出業務ローン■ 輸出に必要な輸入業務ローン■ プラント全体の輸出のためのローン■ 海外政府調達案件への参与のためのローン
適用対象	<ul style="list-style-type: none">■ 貿易局に登録されている輸出入業者■ 手形・債券の信用及び取引状況が正常なもの■ 最近三年間に輸出入実績があるもの
ローン優遇	最大0.3%の金利引き下げ
適用期間	受理期間は2021年6月3日から2021年12月31日まで
申請方法	オンライン申請、必要書類は以下の通り： 申請書及び声明書、その他信用調査関連書類 連絡窓口－経済部より委託され輸出入銀行が取扱う：0800-819-688

保険事務費の補助

項目	説明
適用対象	<ul style="list-style-type: none">■ 貿易局に登録されている輸出入業者■ 輸出を受注し、輸出保険の需要がある場合
ローン優遇	<ul style="list-style-type: none">■ 信用調査費:最高全額免除■ 保険料:最高80%減免
適用期間	受理期間は2021年6月3日から2022年5月31日まで
申請方法	輸出入銀行にオンライン申請 ウェブサイト: https://ei.eximbank.com.tw



交通部

^ [目次へ戻る](#)



交通部觀光局救済方案4.0 —旅館民宿業

観光産業業者を支援するために、合計100.46億台湾元の予算を作成し、交通部の救済総額の約半分を占めています。主に売上が50%以上減少した旅行業、観光旅館業、旅館業及び観光遊楽業業者の給与などの運営原価を補助します。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

[経済部のCOVID-19 救済支援専門ページ](https://www.moea.gov.tw/MNS/covid-19/)

<https://www.moea.gov.tw/MNS/covid-19/>



観光旅館業及び旅館業に対する従業員 給与及び運営原価の補助

項目	説明
適用対象者	2021年4月30日までに営業ライセンス又は登記証を取得し、且つ申請時にまだ運営している業者
申請条件	申請日前の直近3ヶ月のいずれか一ヶ月の客室利用率が2019年同期間より50%以上減少している
減免/救済内容	従業員数により計算し、一回で一人当たり4万台湾元を補助する
適用期間	2021年5月1日から7月31日まで
申請方法	<ul style="list-style-type: none">■ 臺灣旅宿網にて直近3ヶ月の客室利用率を入力する■ 必要書類を揃えた上で、台湾旅宿網「旅宿業紓困專區」のオンラインプラットフォームにて申請する。

民宿に対する運営補助

項目	説明
適用対象者	2021年4月30日までに民宿登記証を取得し、且つ申請時にまだ運営している業者
申請条件	申請日前の直近3ヶ月の何れか一ヶ月の客室収益が2019年同期間より50%以上減少している
減免/救済内容	一業者につき5万台湾元
適用期間	2021年5月1日から7月31日まで
申請方法	<ul style="list-style-type: none">■ 臺灣旅宿網にて直近3ヶ月の客室利用率を入力する。■ 必要書類を揃えた上で、台湾旅宿網「旅宿業紓困專區」のオンラインプラットフォームにて申請する。



労働部

[^ 目次へ戻る](#)



労働部救済方案4.0 —企業(雇用主)

COVID-19の感染拡大への対応のために、防疫対策を継続するほかに、労働者や企業への迅速な救済も非常に重要視されています。労働部では、労働者を支援するために、新しい救済措置を積極的に計画、推進しています。

申請方法 / 法令、詳細な内容はこちら

労働部の防疫関連の労働権と支援措置—企業(雇用主)

<https://www.mol.gov.tw/topic/44761/48532/?roleL1=48553>



労働・就業保険料及び労働者退職金納付猶予支援措置

項目	説明
申請条件	<p>保険加入(納付)事業主及び労働組合の労働者が下記条件の何れか一つを満たした場合は、2021年11月30日までに労働保険局に労働・就業保険料、及び労働者退職金の納付猶予を申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「嚴重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」第9条第3項の規定に該当し、各中央目的事業主務機関により認定された「影響を受けた産業又は事業、及び当該産業に関連する労働組合の被保険者」。 嚴重特殊伝染性肺炎の影響を受け、各県(市)政府の劳工行政主務機関に労働時間削減の実施を届出した。
納付猶予期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年4月から2021年9月までの6ヶ月分の労働・就業保険料及び労働者退職金 ■ 納付期間を納付期限から半年延長し、納付猶予期間内は滞納金の徴収が免除される。
申請方法	<p>受理の確認及び相談の窓口: (02)23961266 内線 2222、3666</p> <p>ファクシミリで申請する場合のFAX番号: (02)23212214、(02)23910630、(02)33931772、(02)23214665</p> <p>書面で申請する場合の郵送先住所: 100232 臺北市中正區羅斯福路1段4號</p> <p>申請書のダウンロード: こちら</p>

充電再出発のための研修訓練計画

項目	説明
補助の目的	COVID-19の影響を受け、労働時間削減を実施する可能性がある事業者の研修・訓練の実施、及び従業員の研修・訓練への参加を促進することを目的とし、事業者及び従業員にそれぞれ研修・訓練費用及び手当を補助する。
申請対象者	雇用主と従業員の間で工数を減少することで協議し、現地の勞工行政主務機関へ届出した事業者及び労働者
補助の基準	<ol style="list-style-type: none">1. 研修・訓練へ参加する労働者：本計画所定の研修コースへ参加する場合、1時間につき160台湾元の手当を補助し、毎月120時間を上限とする(最高19,200台湾元)。2. 事業者：研修・訓練費用を補助し、350万台湾元を上限とする。
申請方法	<ol style="list-style-type: none">1. 所在地の労働部労働力發展署に所属する各支署に申請する。2. 通話料無料の相談窓口：0800-777-8883. 申請書：こちら

職場環境改善補助措置

項目	説明
補助の目的	企業の職場環境の改善を補助し、労働者の安全・健康を促進することを目的とする。
申請対象者	COVID-19の影響を受けた企業を優先して補助する。
補助の内容	<ol style="list-style-type: none">1. 機械安全装置等の設備購入に対する補助（1件につき最高）20万台湾元2. 労働者の心身の健康の促進に対する補助（1件につき最高）50万台湾元3. 製造工程及び安全衛生設備の改善に対する補助（1件につき最高）250万台湾元
申請方法	正式に公告・実施されている補助に関する詳細内容： こちら



home.kpmg/tw

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾